

平成25年第10回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成25年11月27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成25年12月2日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名
 - 1番 宇 治 徳 庚
 - 2番 成 瀬 恵津子
 - 3番 根 橋 俊 夫
 - 4番 三 堀 善 業
 - 5番 岩 田 清
 - 6番 矢ヶ崎 紀 男
 - 7番 熊 谷 久 司
 - 8番 永 原 良 子
 - 9番 堀 内 武 男
 - 10番 船 木 善 司
 - 11番 中 谷 道 文
 - 12番 垣 内 彰
 - 13番 宮 下 敏 夫
 - 14番 篠 平 良 平
6. 会議事項
 - 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議案第1号 辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
 - 日程第4 議案第2号 辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について
 - 日程第5 議案第3号 辰野町保育園条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第4号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について
 - 日程第7 議案第5号 辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第8 議案第6号 辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
 - 日程第9 議案第7号 辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第10 議案第8号 辰野町上水道給水条例の一部を改正する条例について
 - 日程第11 議案第9号 平成25年度辰野町一般会計補正予算(第6号)
 - 日程第12 議案第10号 平成25年度辰野町上水道事業会計補正予算(第2号)
 - 日程第13 議案第11号 平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算(第1号)
 - 日程第14 議案第12号 平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算

(第1号)

日程第15 議案第13号 平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第16 議案第14号 平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
(第1号)

日程第17 議案第15号 平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第18 議案第16号 平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第17号 平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算
(第2号)

日程第20 議案第18号 平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第19号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

日程第22 議案第20号 両小野国保病院組合規約の一部変更について

日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	古 村 仁 士	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	中 村 良 治	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
住民税務課長	向 山 光	保健福祉課長	一ノ瀬 元 広
産業振興課長	飯 沢 誠	水処理センター所長	一ノ瀬 保 弘
会計管理者	宮 原 修 二	教育次長	百 瀬 辰 夫
辰野病院事務長	赤 羽 博	福寿苑事務長	宮 原 正 尚
消防署長	林 国 久	両小野国保診療所事務長	河 手 潤 子
社会福祉協議会事務長	守 屋 英 彦		

8. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長 武 井 庄 治

議会事務局庶務係長 赤 羽 裕 治

9. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第11番 中 谷 道 文

議席 第12番 垣 内 彰

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議 長

○町 長

本日ここに第10回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては師走に入り何かとご多用の中、ご出席を賜り感謝申し上げます。11月29日には副町長に武居保男氏を迎え、商工会や消防団で培った英知を生かし、町政の発展運営に携わっていただくこととなりました。私同様よろしくお願いをいたします。国においては秘密保護法が衆議院を通過し、参議院で審議中ではありますが、今後の法の行方を注視していきたいと思っております。また、農政においては40年余りの生産調整を廃止し、補助金を見直す新たな方針が決まり、米政策の大転換となり農業政策転換の節目を迎えることとなり、農協とともに対策を図っていかなければならないと考えております。昨日発表された上伊那の10月の月間有効求人倍率は0.88倍で先月から0.02ポイント上昇しています。景気回復傾向で企業の採用意欲が高まったようではありますが、依然として厳しい状況にあるものの、持ち直しの動きが見られ期待をしまいたいと思っております。町の事業においては平出下町歩道整備事業も地権者を初め、関係機関皆様のご理解ご協力により昨日、竣工式を迎えることができました。東小学校の児童の通学を初め地域の皆様の安全確保が図られることとなりました。今後も平出上町地区をはじめ、国道など各方面のご協力を得ながら、道路整備を進めてまいる所存であります。依然にも増してご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。このような中、私にとりまして初めての予算編成の時期を迎えました。誰もが心豊かに安心、安全に暮らせるまちづくりのため、次に掲げる重点施策に精神誠意努めさせていただきます。町民の暮らしを守るため景気、雇用対策、産業振興、防災対策、環境保護などの充実、医療体制と福祉体制の充実を図り、お年寄りから若者までが安心、安全に暮らせる町、若い世代への子育て支援の充実、国県道はもとより町道など道路網の整備、お年寄りに優しい交通システムの導入、人口の減少と高齢社会への対策、そして教育の充実に取り組むところであります。これは選挙期間中を通して訴えてまいったところでございます。選択と集中の時ではありますが、皆さんの声に耳を傾け、職員ともどもアイデアの発掘と実現に向けて努力をしまいたいと思っております。国、県支出金は国の制度改正による大きな変革が予想され、影響は計り知れない中ではありますが、町民の付託に応えるべく健全財政の堅持に努めてまいります。どうか議員各位におかれましてはご指導、ご鞭撻、

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。さて、今定例会に提案する議案は長期にわたって利用されていない空き家が増加し、適正な管理が行われていないため町民等の安全に寄与することを目的とした、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定など、条例制定2件、消費税及び地方消費税の変更に伴う内税方式から外税方式に変更するなど条例の一部改正6件、辰野町一般会計補正予算など各特別会計補正予算10件、公の施設の指定管理者の指定1件、組合規約の変更1件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、慎重審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げ、定例会招集に当たっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席11番、中谷道文議員、議席12番垣内彰議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。議会運営委員長より委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（船木）

おはようございます。去る11月27日議会運営委員会を開催し、平成25年第10回辰野町議会12月定例会の会期日程、並びに審議案件について協議をしましたので、その結果についてご報告いたします。11月27日、辰野町告示第64号によって辰野町長より12月定例会を、12月2日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと12月定例会の会期日程、並びに審議案件など議事運営について慎重に審議を行い、全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定ついてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号、辰野町空き家等の適正管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。町内はもとより全国的に高齢化、景気の低迷などの理由から空き家が増えており、これらの空き家が倒壊の危険のほか、犯罪の誘発、防災、環境、景観等さまざまな面で問題を引き起こしております。このような中で多くの市町村において条例制定や空き家の撤去施策の整備が行われています。当町においても区長会等から条例制定への要請があり、空き家等の適正管理を図り町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的に条例の制定を行うものであります。条例の概要を申し上げます。第1条では目的を、第2条では空き家等の定義を、町に所在する建物で常時無人の状態にあるもの、及びその敷地を指定しております。第5条から町民等から空き家の危険な状態に関する情報の提供を受け、実態調査、立ち入り調査等を行い、緊急を要する時は第8条で緊急安全措置を取ることができるとするものであります。第9条では危険な状態になるおそれがあると認める時は助言や指導を行う。第10条からは危険な状況と認める時は勧告、助成、命令を行い、命令に従わない時は第13条で空き家等に関する事項の公表を行う。命令を受けた空き家等の管理義務者がこれを履行しない場合は第14条で代執行を行い、その費用を徴収することができるとするものであります。広報及びチラシなどで周知を行い、施行は平成26年4月1日からとするものであります。以上、提案理由を申し上げます。慎重審議いただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

ちょっと定義のことで確認だけさせていただきたいということで、質疑をしたいと思っておりますけれども、それは空き家等の定義でそこに書いてありますのは括弧内ですね「建築物であった土地に定着する工作物であって柱又は壁を有するものを含む。」というような表現になっているんですが、これ具体的に、ちょっと分かりにくいのでその「建築物であった土地に定着する工作物」という点で、例えば仮設的な小屋みたいなものがよくあるかと思うんですけれどもそういったものも含まれるのかどうかも含めてちょっ

と分かりやすく答弁いただければと思います。

○総務課長

括弧書きのとおりでありましてですね、柱あるいは壁等があるものについては建物ということでですね理解していただいて、小屋等も含まれてくるということでご理解いただければと思います。

○議 長

ほかにございますか。

(な し)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第1号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第4、議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第2号、辰野町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。小野簡易水道と上水道事業の経営統合にあたりまして企業職員の給与の種類及び基準の整備をするため条例の全部を改正したいとするものです。内容につきましては第1条で目的、第2条で給与の種類を、第3条で給料表について規定し、第4条から第17条までにつきましては第2条に基づきました各手当てに関する規定を定めております。第18条は給与の減額、第19条は退職者の給与、第20条については専従退職者の給与の支給制限、第21条で非常勤職員の給与について規定しています。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第5、議案第3号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第3号、辰野町保育園条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。現在月の途中に保育園の入園、または退園における保育料につきましては1箇月分となっております。それを日割りとして子育て支援充実、また保育サービスの向上を図るために条例の一部を改正したいというものであります。内容につきましてはそこに記載がありますが、第10条中、「その月の全月分を徴収する。」を「その月の保育日数の日割計算により徴収する。」に改めるものであります。施行については平成26年4月1日からということであります。以上、提案申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号については、会議規則第37条の規定により福祉教育常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第3号については、福祉教育常任委員会に付託することに決しました。日程第6、議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第4号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年4月からの消費税及び地方消費税の税率変更に伴いまして使用料の表示方法を内税方式から外税方式に変更するため条例の一部を改正したいとするものです。内容につきましては今まで消費税を含んだ金額で使用料を規定しておりましたが、消費税率が2段階で変更される予定となっていますので消費税を含まない金額、即ち外税方式で使用料を規定するもので、料金体系そのものに変更はありません。なお、施行期日については平成26年4月1日からとします。経過措置として4月に検針した使用料は従前どおり消費税5%となります。なお、消費税率の変更に伴う料金変更につきましては『広報たつの』への掲載や検針時にチラシを配布するなどいろいろな手段で周知を図る予定です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号については、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第7、議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第5号、辰野町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。こちらも先ほどの議案第4号と同じく、平成26年4月からの消費税及び地方消費税の税率変更に伴い使用料の表示方法を内税方式から外税方式に変更するために条例の一部を改正したいとするものです。内容につきましては公共下水道の使用料と同じ考えで今まで消費税を含んだ金額で使用料を規

定しておりましたが、消費税率が2段階で変更される予定となっておりますので、消費税を含まない金額、即ち外税方式で使用料を規定するもので料金体系そのものに変更はありません。なお施行期日については平成26年4月1日からとします。以上提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第5号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第8、議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、辰野町営住宅管理条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が平成25年7月3日に公布され、平成26年1月3日に施行されることとなりました。これに伴いまして配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象が配偶者からの暴力、及びその暴力を受けた者に加え、生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手方からの暴力及び、その暴力を受けた者に拡充することとなり、従前のDV被害者に準ずるものとして扱うこととなりました。入居者資格の第6条第2項8項と公営住宅の荒神山団地1個の払い下げを行い、15戸を14戸に改めるものでございます。提案理由を申し上げます。なおこの条例は平成26年1月3日から施行します。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第6号については、会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第6号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第9、議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第7号、辰野町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年4月から辰野町小野簡易水道を辰野町上水道に経営統合するにあたりまして条例の一部を改正したいとするものです。内容につきましては第2条で給水区域に小野簡易水道区域を追加します。それから計画給水人口を1万9,500人。1日の最大給水量を9,900立方メートルとするものです。また附則として辰野町小野簡易水道特別会計条例を廃止すること。辰野町小野簡易水道給水条例については第6章の審議会を残して第1章から第5章、第7章から第8章を削除すること。辰野町手数料徴収条例及び辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例につきましては小野簡易水道に関する部分を削除するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第7号については総務産業常任委員会に付託するこ

とに決しました。日程第10、議案第8号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第8号、辰野町上水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成26年4月からの消費税及び地方消費税の税率変更に伴い、使用料の表示方法を内税方式から外税方式に変更するため、及び辰野町小野簡易水道を辰野町上水道に経営統合するにあたり条例の一部を改正したいとするものです。内容につきましては、改正の主な内容で使用されている用語の見直し、それから運営審議会の人数変更、それから水道料につきましては今まで消費税を含んだ金額で料金を規定しておりましたが消費税率が2段階で変更される予定となっておりますので、消費税を含まない外税方式で水道料を規定するもので、水道料金の体系そのものに変更はありません。なお、施行期日については平成26年4月1日からとします。経過措置として4月に検針した使用料は従前どおり消費税5%となります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第8号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第8号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第11、議案第9号、平成25年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成25年度辰野町一般会計補正予算(第6号)を提案するにあたりまして、その提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事異動に伴う人件費の修正、地域の元気臨時交付金、旧辰野病院解体工事負担金が主なものであります。この補正総額は1億6,903万3,000円の増額であり、予算総額は83億5,229万5,000円となりました。その概要を

申し上げますと歳入につきましては、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債の増額、国有提供施設等所在市町村助成交付金の減額補正であります。歳出につきましては、議会費を初めとする人事異動による人件費の調整であります。次にそのほかの主な増加理由につきましては、総務費では地域の元気臨時交付金の地域振興基金への積立金、衛生費では旧辰野病院解体工事負担金、農林水産業費では凍霜害果樹営農継続支援等補助金、土木費では辰野公園転落防止柵修繕工事、教育費では、要・準要保護児童就学援助費、災害復旧費では、林道西部線ほか復旧工事が主なものであります。公債費は元金の増加による予算組み替えであります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて担当課長より説明いたさせますのでご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第12、議案第10号、平成25年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第10号、平成25年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。第3条の収益的収入及び支出の補正は収入で第1項、水道事業収益を213万7,000円追加し、3億3,307万5,000円としました。内訳は営業収益で15万円、営業外収益で198万7,000円追加するものです。支出は第1款水道事業費用で1,778万2,000円追加し、3億4,872万円としました。内訳は営業費用で2,078万2,000円追加し、営業外費用で300万円減額するものです。第4条の資本的収入及び支出の補正は収入で第1款の資本的収入を160万円減額し1,441万8,000円としました。内訳は負担金を160万円減額しました。支出は第1款資本的支出で50万円を追加し、2億1,026万8,000円としました。内訳は建設改良費で50万円追加するものです。6ページ補正予算明細書をご覧ください。主なものをご説明いたします。負担金の160万円は水道の加入金です。今まで資本的収入に計上していましたが、修繕費に充てることとし、収益的収入に計上するものです。7ページをご覧ください。支出につきましては職員の人件費のほか9102配水及び給水費の修繕費で主に伊那富橋に添加されている配水管の修繕工事におきまして破断部の接続工事のほか配管の内部が腐食していることが判明したため、配管内部のランニング工事が必要になったための補正が主です。それから後は消費税につきましては24年度に消費税が還付されましたことで今年

度の間納付がなくなりまして、それによる不用減額となっております。8ページをご覧ください。資本的収入の負担金で新設工事加入負担金はこちらの方を収益的収入の負担金の方に全額計上したことによる減額です。9ページをご覧ください。資本的支出の配水設備改良事業の委託料は宮木林の下の配水管工事の実設計委託料です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○堀内（9番）

ただ今、支出の部の修繕の関係の話がありました。これは7ページの所に載っておりますけれども、今お話聞きますと伊那富橋の所の内部がよくないということで発見という形だと思えますが、これは多分、漏水したんでしょうかね。そんな形でここはもう何年くらい経過しているか。それと同じような形で今後、考えられる要素がある場所がどの程度あるのか。あるいはそれを推理展開してどういう形で点検をする計画があるのか、それをお伺いしたいと思います。

○水処理センター所長

こちらの方につきましては伊那富橋につきましては、はっきりいって今ちょっと資料がないもんですからいつからということとは言えませんが、破断を起こしましてそれが両端がズレているということが分かりまして、それでその工事を実施したところ、内部を見ましたら暫くの間、水道を流しておりませんでしたので内部が腐食しているということが分かりましてその内部のライニング工事をしなきゃいけないということで金額が大きくなりました。そのほかに中央橋、それから千歳橋、こちらの方にも配水管のそれぞれ水管橋があります。中央橋につきましては特に問題は今のところ出ておりませんが、千歳橋の方につきましてはこちらの方も千歳橋ができた当初から使っておりまして、今年の3月にですねこちらの方も配水管の漏水が見つかりまして、今現在、占用申請の関係で資料を作成しているところですが、非常に古いものですからこちらの方につきましては修繕するのか、あるいは耐震設計をもう一度やり直してですね新しく敷設し直すかというところで今検討をしているところです。そのほかもう1つですね、相合橋の方も配水管につきましては不良箇所がありまして、こちらの方についても順次ですね千歳橋終わりましたらそちらの方についてもまたやっていく予定にしております。以上です。

○議長

よろしいですか。

○堀内（9番）

はい。

○議長

ほかにございますか。

（なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、平成25年度辰野町上水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第11号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,730万円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億6,872万3,000円とするものです。詳細につきましては6ページをご覧ください。歳入では国庫補助金の社会資本整備総合交付金で2,050万円、それから7ページの基金繰入金を1,680万円減額しました。8ページをご覧ください。歳出の主なものについて説明します。水処理センター管理費の光熱費はこちらの方につきましては電気料で中部電力の燃料費調整単価、それから再生可能エネルギー発電促進賦課金による割増金が増えたこと。それから処理場の汚泥処理量の増加などに伴う電気使用量の増加によるものです。また備品購入費で除雪機1台を計上しました。公共下水道事業費の委託料の減額につきましては、当初予算では処理場の耐震化の詳細設計、こちらの方を日本下水道事業団に委託して本年度に実施することで見込んでおりましたが、24年度です。前年度に実施した耐震診断の結果で長寿命化を今現在取り掛かっているわけですけれども、その先行して取り掛かっていた長寿命化工事の対象になっておりました管理棟については、特に耐震化をしなくてもいいということになりまして、次年度以降です。26年度以降に延ばして耐震化の実設計を行った

方が現在やっている長寿命化工事との整合性が取りやすいということで、今年度は全額を不用減額として次年度以降で実施するものです。以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第11号、平成25年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第11号は原案のとおり可決されました。日程第14、議案第12号、平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○水処理センター所長

議案第12号、平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億446万6,000円とするものです。詳細につきましては7ページにありますように職員手当等追加のための補正です。以上、提案理由を説明申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第12号、平成25年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第13号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,730万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ22億332万4,000円とするものでございます。内容につきましては6ページをご覧ください。財政調整交付金のうち、特別調整交付金の交付額について349万3,000円の増額を見込んだものであります。7ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定によりまして1,380万7,000円を増額するものでございます。続きまして歳出8ページをご覧ください。3款、後期高齢者支援金等につきまして負担金の不足額20万6,000円を。9ページでは4款、前期高齢者納付金につきまして納付金の不足額11万4,000円をそれぞれ増額するものでございます。10ページをご覧ください。8款、保健事業費では特定健康診査等事業費においてノルディックウォーキング教室の参加希望者が多く、講師の増員を行ったことによる賃金の増額でございます。また疾病予防費において人間ドッグの受診者増に伴う補助金の増額でございます。11ページをご覧ください。11款、諸支出金につきましては平成24年度において交付された国庫支出金において精算の結果、返還が必要となりました療養給付費等負担金1,591万1,000円及び高齢者医療制度円滑運営事業補助金1万9,000円を計上したものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、平成25年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決されました。日程第16、

議案第14号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第14号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ877万6,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。繰越金でございますが、前年度繰越金の確定によりまして5万4,000円を増額するものでございます。歳出につきまして7ページをご覧ください。施設管理費で第一診療所の燃料費につきまして2万円増額いたしました。医業費は川島診療所の需用費、消耗品費、これは薬品代でございますが、3万4,000円増額いたしました。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、平成25年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決されました。

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時15分といたします。

休憩開始 11時 5分

再開時間 11時 15分

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。日程第17、議案第15号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第15号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案理

由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ230万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億3,188万9,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございますが、被保険者数及び軽減額が確定したことによりまして保険基盤安定繰入金を24万6,000円増額するものでございます。7ページをご覧ください。繰越金について前年度繰越金の確定によりまして、206万3,000円を増額するものであります。歳出につきまして8ページをご覧ください。後期高齢者医療徴収費で県の広域連合への負担金につきまして先ほどの説明のとおり軽減分の負担金が確定し24万6,000円増額いたしました。9ページをご覧ください。歳入において残額となりました前年度繰越金の増額分206万3,000円の全額を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、平成25年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。日程第18議案第16号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

それでは議案第16号、平成25年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)につきまして提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。予算第3条に定めた収入のうち、医業外収益を9,000万円の増額補正、支出のうち特別損失を9,000万円の増額補正し、また債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものです。4ページをご覧ください。債務負担行為をすることができる事項につきましては、旧病院解体事業、限度額を2億1,000万円。当該年度以降の支払い義務発生予定額として期間が平成25年度から平成26年度まで金額を2億1,000万円とし、そのうち左の財源

内訳としまして一般会計負担金を1億8,500万円、損益勘定留保資金を2,500万円とします。5ページをご覧ください。収益的収入、他会計負担金の中で他会計の負担金で旧病院解体工事費負担金繰入金としまして9,000万円の増額補正をします。6ページをご覧ください。支出のうち、9225固定資産除却損のうち工事請負費で旧病院解体工事費としまして9,000万円の増額補正をします。今回の補正は、旧病院の全ての建築物、電気機械設備、家具備品、医療機器、樹木等の解体工事費となります。工期を平成26年6月としまして、工事費のうち25年度分としまして9,000万円を今回補正するものであります。以上、提案説明申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第19、議案第17号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○福寿苑事務長

それでは議案第17号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。今回は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万1,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ2億5,324万8,000円とするものであります。それではその内容を申し上げます。6ページの歳入をご覧ください。歳入につきましてはサービス収入で介護給付費収入の居宅介護サービス費収入で01通所リハビリテーション費収入を87万4,000円減額、また予防給付費収入で居宅支援サービス収入費の01通所リハビリテーション費収入を31万8,000円、また02の短期入所療養介護費収入4万9,000円をそれぞれ減額するものでございます。次に7ページをご覧ください。歳出ですが、総務費の一般管理費で給料24万5,000円。職員手当等で12万5,000円。共済費で87万1,000円それぞれ減額するものであります。これらは職員の休職等に伴うことによる減額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（3番）

ただ今の説明で今回の主な動機は7ページの職員に関する費用の減額ということだと思いますけれども、その6ページの方は予算ですのでこうならざるを得ないと思うんで

すが、実際のところは通所リハなり短期、いわゆるショートステイ等の事業展開については現状はどんな状況なのでしょう。

○福寿苑事務長

ただ今の質問で現状はどのようなかということでございますが、現状につきましてはデイ関係につきましてはただ今10名ほどの通所者がおりますが、これにつきましては今後高齢等につきましては他の施設へ移動する人、また亡くなったりする人たち等によりまして利用者が減少しているのが現状でございます。

○根橋（3番）

ちょっとお聞きしたかったのは予算に対してですね、予算に対して数字的にはどんな見通しかつていう意味ですので、その点についてご答弁願いたいと思います。

○福寿苑事務長

全体的な収入ということでよろしいですか。

○根橋（3番）

はい。

○福寿苑事務長

はい。今後の収入につきましては当初予算よりは若干減額になるかというような予想で今推移をしております。後、12月、1、2、3月とありますのでこの中でどのようになるかということにつきましては、今申し上げたように収入自体が利用者がちょっと減少しておりますので、減額になってくるかというふうに推移がされると思っております。

○議 長

ほかにございますか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、平成25年度辰野町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第18号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に31万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億1,197万6,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では給付費準備基金繰入金31万円の追加です。次に7ページをご覧ください。歳出ですが、一般管理費は交通事故により要介護状態になり、サービスを利用する場合におけるです、事故の相手方に損害賠償の求償が必要となるため、その代行事務にかかる手数料1万円、認定調査費では介護認定にかかる調査員の賃金30万円です。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第18号、平成25年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は原案のとおり可決されました。日程第21、議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第19号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。ふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」は平成21年度からの5年間の指定期間が平成26年3月31日に満了することから、前回同様指定管理者の公募を行い、指定期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とするものです。申請のありましたのは現在の指定管理者である諏訪市大字四賀1548番地1の株式会社三和商会の1者のみでありました。町内の選定委員により申請書に基づき有効性、効率性、適正等の評価審査を実施いたしました。指定管理料は原油高

騰、エネルギー単価の高騰等による高熱水費の増額、消費税率のアップ等により年間1,950万円であります。識見を有する者による選定審査会の審査を経て株式会社三和商會を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を求めるものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

ここで質疑を行います但し委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第19号については会議規則第37条の規定により総務産業常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第19号については総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第22、議案第20号、両小野国保病院組合規約の一部変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第20号、両小野国保病院組合規約の一部変更について提案理由をご説明申し上げます。辰野町と塩尻市の2市町で構成する両小野国保病院組合の規約改正については地方自治法第286条第1項の規定により塩尻市辰野町の両市町長の協議を経て、長野県知事の許可を得ることと定められており、この協議には地方自治法第290条の規定により両市町の議会の議決が必要とされていることから今回議会の議決を求めるものであります。内容についてご説明申し上げます。両小野国保診療所は平成21年4月に病院から診療所に移行しました。会計処理の方法として病院にあつては地方公営企業法第2条第2項の規定に基づき、いわゆる企業会計が適用となっておりましたが、診療所には当然の適用とはなりません。当時は医師の確保ができれば病院へ戻るということも期待されていたため、企業会計を維持することとして地方公営企業法第2条第3項の定めるところに従って、組合規約第13条に定めることによって企業会計を適用してきました。しかし今年度無床化によって会計が小規模になった等から26年度から特別会計へ移行することとなりました。このため企業会計の適用を定めた組合規約第13条を削るための規約の変更

をするものでございます。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第20号、両小野国保病院組合規約の一部変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第20号は原案のとおり可決されました。日程第23、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめその写し及び文書表を配付してあります。ここで事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

ただ今の陳情第14号は総務産業常任委員会へ、陳情第15号及び第16号は福祉教育常任委員会へ、それぞれ付託することにいたします。以上で本日の日程は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11. 散会の時期

12月2日 11時 35分 散会